

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「令和8年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務の場所

鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館

(4) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「適格者」という。)とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が次のアからオまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の空気環境管理(測定、清掃)

エ 建物等の保守管理の給水管理(清掃)

オ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項の規定により、次のアからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者であること。

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第2号又は第8号

ウ 建築物衛生法第12条の2第1項第5号

エ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

(8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 配布資料

・仕様書

・入札参加資格確認書

(様式第1号)

・質問書	(様式第2号)
・入札書	(様式第3号)
・委任状	(様式第4号)
・契約保証金免除申請書	(様式第5号)
・電子契約同意書兼メールアドレス確認書	(様式第6号)

5 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館総務課

電話 0857-26-8156 ファクシミリ 0857-22-2996 電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月30日(金)から同年2月13日(金)までの間にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ(<http://www.library.pref.tottori.jp>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月30日(金)から同年2月13日(金)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、期間の最終日は正午までとする。

※ 令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)は蔵書点検による臨時休館、また、同年2月12日(木)は休館日のため、これらの日は職員通用口(駐車場側入口)から入館すること。同年2月2日(月)は全館停電のため、交付しない。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日(木)午後1時30分 即時開札

イ 場所

鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館2階 大研修室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、ファクシミリにより5(1)へ令和8年2月6日(金)正午までに提出すること。原則として訪問、電子メール及び電話による質問は受け付けないものとする。なお、質問書をファクシミリで送信した者は、その旨を5(1)へ電話連絡するものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年2月10日(火)にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ(<http://www.library.pref.tottori.jp>)により、まとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあっては、8の事前提出物を作成の上、令和8年2月13日(金)正午までに郵便等又は持参により5(1)の場所に提出し、適格者であることの確認を受けなければならない。ただし、同年2月2日(月)は全館停電のため、受付しない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2(4)を証するもの(次のアからウの書類)

ア それぞれの登録証明書の写し

- イ それぞれの監督者(実施者)の氏名を記載した書面(アの登録を行った際に登録申請書(登録申請書提出後にそれぞれの監督者(実施者)に変更があった場合は変更届出書)に添付した監督者名簿の写し等)
- ウ イの書類に記載された監督者(実施者)の資格を証する書類(建築物衛生法第12条の2第1項第8号の監督者(実施者)においては、清掃作業・空気環境測定の監督者(実施者)に限る。)
- (3) 会社概要書(次の内容が記載された書面)
- ア 会社案内(設立年月日、資本金、本店・支店・営業所の所在地、従業員数(常勤・臨時の別)、経歴(沿革))
- イ 業務内容(営業種目)
- ウ 営業に関する許可、認可、登録等
- エ 清掃業務に関する資格者名簿(建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士等)
- オ 令和3年4月1日以降受託した主な清掃業務の契約実績(契約の相手方、清掃業務を受託した建物の名称・所在地・延べ床面積、清掃期間、契約金額)
- (4) 清掃業務実施体制(次の内容が記載された書面)
- ア 予定作業責任者名(住所、年齢、性別、経験年数、清掃業務に関する資格)
- イ 作業従事者数(常勤・臨時の別)
- ウ 業務実施組織図
- (5) 緊急時連絡体制図
- (6) 2(5)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)を添付すること。(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- ## 9 資格審査について
- (1) 7(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年2月16日(月)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は鳥取県立図書館長に対し、その理由について、令和8年2月18日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立図書館長は説明を求めた者に対し、令和8年2月20日(金)までに書面により回答する。
- ## 10 入札について
- (1) 入札は紙による入札とし、入札書は様式第3号を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額を含め、1(4)の期間の総額を見積もった契約申込金額を入札書に記載すること(消費税不課税、非課税のものを除く。)併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税の額を記載すること。なお、契約金額は月ごとに支払うものとし、各月の請求金額は本業務に係る委託料の額を12で除した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とするので、落札者は落札決定後直ちに支払内訳書(任意様式とし、各月の支払金額及び消費税額を記載したもの)を5(1)の場所に提出すること。各月の請求金額の総合計金額が本業務に係る委託料の額に満たない場合は、当該不足額を最初の請求月に合わせて請求するものとし、発注者と協議の上、決定する。
- (3) 入札書は件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。
- (4) 入札者は入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (5) 入札者はいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第4号)を5(4)の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (7) 委任状の宛名及び入札書及び宛名は「鳥取県立図書館長 西尾 麻都子」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする。(初度入札と併せて3回とする。)
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。
- (10) 入札者は政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7 の入札参加者に要求される事項を履行しなかった者の入札
- (3) 委任状のない代理人が行った入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (6) 本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (7) 入札書に記名のない入札
- (8) 入札金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 入札金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (12) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (13) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (14) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札

13 最低制限価格について

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号鳥取県教育委員会教育長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって入札した者(以下「最低価格者」という。)を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書」を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争

の意思がないと認めるときは入札の執行を中止し、又は取りやめがある。

- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日、事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- (ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
- (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- エ 再委託をした場合は、施設管理担当者に報告するとともにそれを証する書類を提出すること。
- (6) 11(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた場合、直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を5(1)あて提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を5(1)あて提出すること。
- なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。